

## 自治基本条例第31条に基づく評価の仕組みづくりについて

## 1 これまでの評価の仕組み

## 市民による集中評価会議（平成19年度～）

## 概要

無作為抽出（1,000人）により承諾を得た市民30人で「情報共有」「市民参加」に関する事業評価を実施

## これまでの対象項目

	情報共有	市民参加
H19	各種パンフレット	子どもワークショップ
H20	広報番組	パブリックコメント
H21	子どもまちづくり手引書	子ども議会

## 効果（アンケート調査より）

市政への関心向上、市政への参加のきっかけとして最適

## 各種アンケート調査の実施

## 市政世論調査（各年度実施、経年調査）

- ・「情報のわかりやすさ」...約5割が「わかりやすい」、「わからない」も約3割
- ・「意見や提案を出しやすいか」...約5割が「わからない」

## 市民自治に関するアンケート調査（平成21年度）

- ・市民自治関係に限ってアンケートを実施（世論調査よりも説明を強化）
- ・約7割が「市政に参加する機会が少ない」と回答
- ・約半数が「身近な地域のまちづくり」に参加経験があると回答（H21評価指標達成度調査では、参加経験ありは約4割）

## 外部有識者による市民自治評価会議（平成21年度 試行的実施）

## 概要

市民自治に詳しい学識経験者など5名が、本市の市民自治を試行的に評価

## 市民自治の評価結果

- ・市民自治の評価基準を明確にするため、自治基本条例の解説が必要
- ・市民と「市民参加」を議論するプロセスの欠如
- ・公募委員の導入について、除外規定（専門性など）を再検討

## 評価の仕組みづくりに関する意見

- ・行政評価委員会との役割を整理し、評価の体系化を図るべき

## 行政評価における市民自治の内部評価（平成20年度～）

## 概要

- ・各事業において適切に市民自治の取組が検討・実施されているか把握

## 評価結果

- ・現状では、約半数（H21 - 1610事業中747事業（46%））が記載や内容の不備（具体的には、事業の必要性のみを記入し、具体的な手法が不備）
- 自己評価の改善を図るため、各部署に対し適切な記載方法等を通知

## 2 これまでの市民自治の評価の取組について（総括）

## (1) 市民による集中評価会議の発展

参加者アンケート結果などから、会議自体の有効性は認められるため、今後は、「情報共有」「市民参加」における個別の事例の評価手法として運用し、各部署を巻き込んだ評価ツールと発展させる。

## (2) 各種アンケート調査の実施

市政全般を対象とした市政世論調査における市民自治に関する調査は継続するとともに、市民自治という概念を解説したアンケート調査も実施し、それぞれの結果を総合的に検証していく。

## (3) 外部有識者による市民自治評価会議の継続

市民自治に関する「制度の運用」などを評価するためには、外部有識者による評価の場が必要であり、公募委員を含めた市民自治を評価・検証する会議を設置する。

## (4) 行政評価における市民自治の内部評価の推進

内部評価の結果を市民自治推進室で抽出分析し、成果や課題点を内部にフィードバックしていく。  
平成20～21年度の実施結果を踏まえ、「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」の周知とともに、職員における市民自治の意識を高める研修を更に強化する。

## 3 市民自治の総合的な評価の仕組み（想定案）

アンケートや市民参加による評価、有識者の評価など、それぞれのパーツを組み合わせて、市民自治全体を評価できる体制を創り上げる。

## &lt;市民参加による評価&gt;

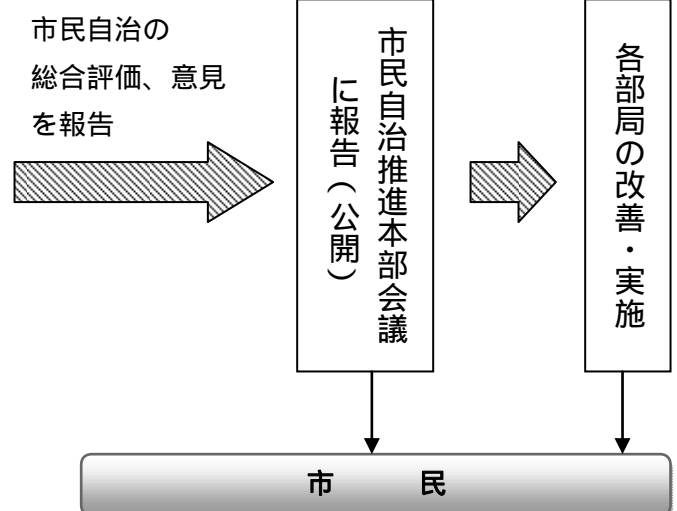
市民自治に関する市民意識調査の実施  
無作為抽出による市民参加の評価会議  
（集中評価会議）

## &lt;有識者による評価&gt;

（仮称）市民自治評価会議  
有識者等による市民自治の評価、提言

## &lt;市役所内部の評価&gt;

行政評価シートにある市民自治内部評価  
市民自治推進室による内部評価の総括



## &lt;今後の取組・検討課題&gt;

市民自治の総合的な評価の仕組みについて、今年度中の運用開始に向け準備を進める。

外部有識者からの評価・意見に関しては、附属機関、類似機関に係る公募委員導入の拡大に向けた対策などについて、関係部課長レベルでの内部検討を実施

これらについては、自治基本条例第32条に基づく「5年を超えない期間ごとの条例見直し」を考慮しながら、調整を図っていく。